

市税のあらまし

● 市 民 税 ●

市民税は、一般に県民税とあわせて住民税と呼ばれ、個人にかかる「個人市民税」と会社等の法人にかかる「法人市民税」があります。

■個人市（県）民税

納める人（納税義務者）

個人市民税は、広く均等の金額によって負担する均等割と、その人の所得金額等に応じて負担する所得割の合計金額によって納めていただくことになっています。

※ 個人県民税については、納税者の便宜等をはかるため、個人市民税とあわせて徴収されます。

納 税 義 務 者	納 め る 税 額
1月1日に市内に住所がある人	均等割額と所得割額
1月1日に市内に事務所、事業所または家屋敷を持っている個人で市内に住所がない人	均等割額

課税されない人

●均等割も所得割もかからない人

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では2,044,000円未満）の人

●均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人

$$31万5千円 \times \text{家族数（本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数）} + 28万9千円$$

※ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合は41万5千円

●所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計が次の計算式で求めた金額以下の人

$$35 \text{ 万円} \times \text{家族数 (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数)} + 42 \text{ 万円}$$

※ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合は 45 万円

所得とは、所得の種類に応じてそれぞれ前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の収入金額から、その収入を得るための必要経費（給与所得は給与所得控除額、公的年金は公的年金等控除額）を差し引いたものです。

税額の計算

$$\text{①均等割額} + \text{②所得割額} = \text{税 額}$$

①均等割

均等割額は一定金額を超える所得があれば一律にかかります。また、市内に住んでいない人で市内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人もかかります。

市民税（年額） 3,000 円

県民税（年額） 1,000 円

②所得割

所得割額の計算方法

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額 (扶養控除等)} = \text{課税所得金額}$$

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率}^{\text{※1}} = \text{所得割額}$$

所得割額は、前年中の所得金額を基礎として計算されます。たとえば、令和 7 年度の個人市（県）民税は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの所得に対するものですから、令和 7 年に所得が無いかたでも令和 6 年中に所得があるかたについては課税されます。

※1 税率は 17 ページ参照

●所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債、預貯金の利子	収入金額＝所得金額
配当所得	株式や出資の配当等	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金等	収入金額－必要経費
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	サラリーマンの給与等	収入金額－給与所得控除額（下表参照）
退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 (23 ページ参照)
山林所得	山林を伐採したり立木のままで譲渡した場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地等の財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額等の経費－特別控除額
一時所得	生命保険の一時金、クイズの賞金等	収入金額－必要経費－特別控除額
雑所得	公的年金等、原稿料等他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 (11 ページ参照) ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

※ 総合長期譲渡所得及び一時所得については、総所得金額に算入する額はそれぞれ 1/2 の金額です。

※ 代表的な非課税所得：遺族年金、障害者年金、雇用保険の失業給付金等

●給与所得の求め方

下の表で給与所得が速算できます。（令和 7 年度個人市（県）民税課税分）

給与等の収入金額	給与所得の金額	
551,000 円未満	0 円	
551,000 円以上 1,619,000 円未満	給与等の収入金額－550,000 円	
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円	
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円	
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円	
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円	
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	収入金額 ÷ 4	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	ただし千円未満切り捨て (算出金額：A)	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	給与等の収入金額 × 0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円以上	給与等の収入金額－1,950,000 円	

●公的年金等の所得の求め方

下の表で厚生年金、国民年金、恩給等の公的年金の所得が速算できます。

・昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれたかた（65 歳以上のかた）

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下の場合 (A 列)	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合(B 列)	2,000 万円を超える場合 (C 列)
3,300,000 円未満	収入金額-1,100,000 円	収入金額-1,000,000 円	収入金額-900,000 円
3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円	収入金額×0.75-175,000 円	収入金額×0.75-75,000 円
4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000 円	収入金額×0.85-585,000 円	収入金額×0.85-485,000 円
7,700,000 円以上 10,000,000 円未満	収入金額×0.95-1,455,000 円	収入金額×0.95-1,355,000 円	収入金額×0.95-1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額-1,955,000 円	収入金額-1,855,000 円	収入金額-1,755,000 円

・昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれたかた（65 歳未満のかた）

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下の場合 (A 列)	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合(B 列)	2,000 万円を超える場合 (C 列)
1,300,000 円未満	収入金額-600,000 円	収入金額-500,000 円	収入金額-400,000 円
1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円	収入金額×0.75-175,000 円	収入金額×0.75-75,000 円
4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000 円	収入金額×0.85-585,000 円	収入金額×0.85-485,000 円
7,700,000 円以上 10,000,000 円未満	収入金額×0.95-1,455,000 円	収入金額×0.95-1,355,000 円	収入金額×0.95-1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額-1,955,000 円	収入金額-1,855,000 円	収入金額-1,755,000 円

●所得金額調整控除の計算方法

所得金額調整控除とは、給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

1. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が 850 万円を超える給与所得者で、次の①～③のいずれかに該当する場合に適用する。

- ① 本人が特別障害者に該当する者
- ② 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

所得金額調整控除額の計算方法

{給与等の収入金額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円）-850 万円} ×10%=所得金額調整控除額

2. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合、以下の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。 ※

所得金額調整控除額の計算方法

$$\{ \text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を限度)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を限度)} \} \\ - 10 \text{万円} = \text{所得金額調整控除額} \quad ※$$

※ 「1. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用がある場合は、その適用後に給与所得の金額から控除します。

所得控除

所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害等による出費があるかどうか等の個人的な事情を税負担の上で考慮するため、所得金額から差し引くものです。

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	前年中、災害・盗難・横領により住宅や家財等に損害を受けた場合	次のいずれか多い方の金額 ① 損失の金額－保険金等により補てんされる額※1 －総所得金額等の10% ※1 差引損失額 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った場合	支払った医療費－保険金等により補てんされる額－ (総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない金額) (限度額200万円)
セルフメディケーション税制 ※医療費控除の特例のため、医療費控除との併用はできません。いずれか一方の適用となります。	前年中、健康の保持増進や疾病予防に一定の取り組み(※1)を行った人が、本人や本人と生計をともにする親族のために、特定一般用医薬品等(※2)の購入費を支払った場合 ※1 健康保険組合・自治体・勤務先等の健診、予防接種、特定保健指導等 ※2 医療用から転用してドラッグストア等で購入可能になった医薬品(スイッチOTC医薬品)	支払った特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために国民健康保険料(税)、国民年金保険料、介護保険料等を支払った場合	支払った金額

種 類	要 件	控 除 額										
小規模企業共済等掛金控除	前年中、小規模企業共済法の規定による第 1 種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額										
生命保険料控除 (控除適用上限額 70,000 円)	①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等 (新契約) に係る控除を受けるとき	(1) 一般生命保険料 (2) 個人年金保険料 (3) 介護医療保険料に区分し、それぞれにつき次の算式で計算した金額が控除額となります。										
		<table><tr><th>支 払 生 命 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000 円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>12,000 円超 32,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2 + 6,000 円</td></tr><tr><td>32,000 円超 56,000 円以下</td><td>支払保険料×1/4 + 14,000 円</td></tr><tr><td>56,000 円超</td><td>一律 28,000 円</td></tr></table>	支 払 生 命 保 険 料	控 除 額	12,000 円以下	支払保険料の全額	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 6,000 円	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 14,000 円	56,000 円超	一律 28,000 円
		支 払 生 命 保 険 料	控 除 額									
		12,000 円以下	支払保険料の全額									
		12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 6,000 円									
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 14,000 円										
	56,000 円超	一律 28,000 円										
	②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等 (旧契約) に係る控除を受けるとき	(1) 一般生命保険料 (2) 個人年金保険料に区分し、それぞれにつき次の算式で計算した金額が控除額となります。										
		<table><tr><th>支 払 生 命 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000 円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>15,000 円超 40,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2 + 7,500 円</td></tr><tr><td>40,000 円超 70,000 円以下</td><td>支払保険料×1/4 + 17,500 円</td></tr><tr><td>70,000 円超</td><td>一律 35,000 円</td></tr></table>	支 払 生 命 保 険 料	控 除 額	15,000 円以下	支払保険料の全額	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2 + 7,500 円	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4 + 17,500 円	70,000 円超	一律 35,000 円
		支 払 生 命 保 険 料	控 除 額									
15,000 円以下		支払保険料の全額										
15,000 円超 40,000 円以下		支払保険料×1/2 + 7,500 円										
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4 + 17,500 円											
70,000 円超	一律 35,000 円											
③上記①新契約②旧契約の双方で控除を受けるとき	一般生命保険料と個人年金保険料は、新契約について上記①の計算式により計算した金額と、旧契約について上記②の計算式により計算した金額の合計が控除額となります。(各々で上限額 28,000 円) 更に介護医療保険料がある場合は、上記①で計算した金額を加算した金額が控除額となります。(3 区分合計で上限額 70,000 円)											

種 類	要 件	控 除 額									
地震保険料控除 ※なお、経過措置として平成 18 年 12 月 31 日までに締結した旧長期損害保険契約に係る保険料については、これまでの損害保険料控除を適用します。	①支払った保険料のうち地震保険料相当分	地震保険契約に係る地震相当分保険料×1/2 (上限 25,000 円)									
	②支払った保険料が旧長期損害保険料※1 の場合 ※1 旧長期損害保険は満期返戻金のあるもので、保険期間が 10 年以上のもの。かつ、平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの。	<table><tr><th>支 払 損 害 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>5,000 円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2 +2,500 円</td></tr><tr><td>15,000 円超</td><td>10,000 円</td></tr></table>		支 払 損 害 保 険 料	控 除 額	5,000 円以下	支払保険料の全額	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2 +2,500 円	15,000 円超	10,000 円
	支 払 損 害 保 険 料	控 除 額									
	5,000 円以下	支払保険料の全額									
5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2 +2,500 円										
15,000 円超	10,000 円										
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方である場合	①により求めた金額+②により求めた金額 (上限 25,000 円)										
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合	一般：1 人につき 26 万円 特別：1 人につき 30 万円（同居の場合は 23 万円を加算）									
寡婦控除	次の全てに該当する場合 ①合計所得金額が 500 万円以下 ③ 事実婚なし※ ③夫と「死別」、または「離別かつ子以外の扶養があるかた」 ※ 住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）の記載がある場合は対象外です。	26 万円									
ひとり親控除	次の全てに該当する場合 ①合計所得金額が 500 万円以下 ②事実婚なし※ ③同一生計の子（総所得金額 48 万円以下）あり ※ 住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）の記載がある場合は対象外です。	30 万円									

種 類	要 件	控除額																												
勤労学生控除	前年中、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合	26 万円																												
配偶者控除	前年中の合計所得金額が 48 万円以下の、生計をともにする配偶者を有する納税義務者で前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から右の額を控除します。	<table><tr><th rowspan="2">納税義務者の 合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><th>控除対象 配偶者</th><th>老人控除対象 配偶者（70 歳 以上）</th></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>33 万円</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>900 万円超 950 万円以下</td><td>22 万円</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>950 万円超 1,000 万円以下</td><td>11 万円</td><td>13 万円</td></tr><tr><td>1,000 万円超</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr></table>	納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者（70 歳 以上）	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円	1,000 万円超	0 円	0 円											
納税義務者の 合計所得金額	控除額																													
	控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者（70 歳 以上）																												
900 万円以下	33 万円	38 万円																												
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円																												
950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円																												
1,000 万円超	0 円	0 円																												
配偶者特別控除	生計をともにする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）を有する納税義務者で前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から右の額を控除します。ただし生計をともにする配偶者自身がこの控除の適用を受けていない場合に限り、適用されます。	（１）納税義務者の合計所得が 900 万円以下の場合 <table><tr><th>配偶者の所得金額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>48 万円超 100 万円以下</td><td>33 万円</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>115 万円超 120 万円以下</td><td>16 万円</td></tr><tr><td>120 万円超 125 万円以下</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>125 万円超 130 万円以下</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>130 万円超 133 万円以下</td><td>3 万円</td></tr></table> （２）納税義務者の合計所得が 900 万円超 950 万円以下の場合 <table><tr><th>配偶者の所得金額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>48 万円超 100 万円以下</td><td>22 万円</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>18 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>14 万円</td></tr></table>	配偶者の所得金額	控 除 額	48 万円超 100 万円以下	33 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	配偶者の所得金額	控 除 額	48 万円超 100 万円以下	22 万円	100 万円超 105 万円以下	21 万円	105 万円超 110 万円以下	18 万円	110 万円超 115 万円以下	14 万円
配偶者の所得金額	控 除 額																													
48 万円超 100 万円以下	33 万円																													
100 万円超 105 万円以下	31 万円																													
105 万円超 110 万円以下	26 万円																													
110 万円超 115 万円以下	21 万円																													
115 万円超 120 万円以下	16 万円																													
120 万円超 125 万円以下	11 万円																													
125 万円超 130 万円以下	6 万円																													
130 万円超 133 万円以下	3 万円																													
配偶者の所得金額	控 除 額																													
48 万円超 100 万円以下	22 万円																													
100 万円超 105 万円以下	21 万円																													
105 万円超 110 万円以下	18 万円																													
110 万円超 115 万円以下	14 万円																													

		115 万円超 120 万円以下	11 万円
		120 万円超 125 万円以下	8 万円
		125 万円超 130 万円以下	4 万円
		130 万円超 133 万円以下	2 万円
		(3) 納税義務者の合計所得が 950 万円超 1,000 万円以下の場合	
		配偶者の所得金額	控 除 額
		48 万円超 105 万円以下	11 万円
		105 万円超 110 万円以下	9 万円
		110 万円超 115 万円以下	7 万円
		115 万円超 120 万円以下	6 万円
扶養控除	【控除対象扶養親族】 生計をともにする年齢 16 歳以上の親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の者。	下記のいずれにも該当しない場合	33 万円
		○扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満の場合	45 万円
		○扶養親族が 70 歳以上の場合	38 万円
	【年少扶養親族（控除対象外）】 生計をともにする年齢 16 歳未満の親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の者。	ただし、同居の直系尊属の場合	45 万円
		平成 24 年度市（県）民税より、年少扶養親族に対する扶養控除は廃止されました。ただし、障害者控除等は引き続き適用されます。	
基礎控除	前年中の合計所得が 2,500 万円以下の場合	所 得 金 額	控 除 額
		2,400 万円以下	43 万円
		2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
		2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
		2,500 万円超	0 円

所得割の税率

令和 7 年度

課税所得金額に関係なく一律 10%（市民税 6%・県民税 4%）

税額控除

平成 19 年度に住民税の税率を一律 10%にした際、住民税と所得税の人的控除額の差（18 ページの表参照）や住宅ローン控除により控除される所得税額が減少することで、納税者の負担が増えることのないように減額措置が設けられています。

また、配当所得のある場合や、外国の税法に基づいてその国で所得税や住民税に相当する税金を支払っている場合、所得割額から税額の控除が受けられます。

●調整控除

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除、障害者控除等の人的控除額に差があります。この控除額の差による税負担を調整するために、人的控除の適用状況に応じて住民税が減額されます。

なお、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除等は、人的控除額に含まれません。

1. 住民税の合計課税所得金額が、200 万円以下の場合

「人的控除額の差の合計額」と「住民税の合計課税所得金額」のいずれか小さい額の 5%を控除します。

2. 住民税の合計課税所得金額が、200 万円超 2,500 万円以下の場合

{人的控除額の差の合計額－（住民税の合計課税所得金額－200 万円）}の 5%を控除します。

ただし、この額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円を所得割額から控除

3. 住民税の合計課税所得金額が 2,500 万円超の場合

調整控除の適用なし

（注）調整控除の算定に使用される合計課税所得金額は、課税総所得金額・課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

(人的控除額の差の表)

控 除 の 種 類			控 除 額		人的控除 額の差
			所 得 税	住 民 税	
基礎控除	所得2,400万円以下		48万円	43万円	(注1)5万円
	所得2,400万円超2,450万円以下		32万円	29万円	
	所得2,450万円超2,500万円以下		16万円	15万円	
	所得2,500万円超		—	—	—
扶養控除	一般の控除対象扶養親族 (生年月日①平18.1.2～平21.1.1②昭30.1.2～平14.1.1)		38万円	33万円	5万円
	16歳以上 ※特定扶養	特定の控除対象扶養親族 (生年月日 平14.1.2～平18.1.1)	63万円	45万円	18万円
	19歳以上 23歳未満 ※老人扶養	老人控除対象扶養親族 (生年月日 昭30.1.1以前)	48万円	38万円	10万円
		同居老親等以外 同居老親等	58万円	45万円	13万円
	70歳以上	年少扶養親族〔※控除対象外〕 (生年月日 平21.1.2以後)	—	—	—
障害者控除	一般の障害者		27万円	26万円	1万円
	特別の障害者		40万円	30万円	10万円
	同居の特別障害者		75万円	53万円	22万円
寡婦控除			27万円	26万円	1万円
ひとり親控除	母		35万円	30万円	5万円
	父		35万円	30万円	(注2)1万円
勤労学生控除（合計所得金額75万円以下）			27万円	26万円	1万円

(注1) 税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額(所得税38万円、住民税33万円)を適用します。

(注2) 税制改正前(令和2年度まで)の寡夫控除の差額(所得税27万円、住民税26万円)を適用します。

○配偶者控除

	納税義務者の合計所得金額								
	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下		
	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差
控除対象配偶者	38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
老人控除対象配偶者 (生年月日 昭30.1.1以前)	48万円	38万円	10万円	32万円	26万円	6万円	16万円	13万円	3万円

○配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額								
	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下		
	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差
48万円超50万円未満	38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
50万円超 55万円未満	38万円	33万円	3万円 (注1)	26万円	22万円	2万円 (注2)	13万円	11万円	1万円 (注3)
55万円超 95万円以下	38万円	33万円	適用なし (注4)	26万円	22万円	適用なし (注4)	13万円	11万円	適用なし (注4)
95万円超 100万円以下	36万円	33万円	適用なし (注4)	24万円	22万円	適用なし (注4)	12万円	11万円	適用なし (注4)
100万円超 105万円以下	31万円	31万円	—	21万円	21万円	—	11万円	11万円	—
105万円超 110万円以下	26万円	26万円	—	18万円	18万円	—	9万円	9万円	—
110万円超 115万円以下	21万円	21万円	—	14万円	14万円	—	7万円	7万円	—
115万円超 120万円以下	16万円	16万円	—	11万円	11万円	—	6万円	6万円	—
120万円超 125万円以下	11万円	11万円	—	8万円	8万円	—	4万円	4万円	—
125万円超 130万円以下	6万円	6万円	—	4万円	4万円	—	2万円	2万円	—
130万円超 133万円以下	3万円	3万円	—	2万円	2万円	—	1万円	1万円	—

(注 1) 税制改正前(平成 30 年度まで)の配偶者特別控除の差額(所得税 36 万円、住民税 33 万円)を適用します。

(注 2) 税制改正前(平成 30 年度まで)の配偶者特別控除×2/3 の差額(所得税 24 万円、住民税 22 万円)を適用します。

(注 3) 税制改正前(平成 30 年度まで)の配偶者特別控除×1/3 の差額(所得税 12 万円、住民税 11 万円)を適用します。

(注 4) 税制改正により、平成 31 年度以降新たに配偶者特別控除を受けられることとなった区分のため、人的控除の差額を起因とする新たな負担増は生じないことから、人的控除額の差は適用されず、調整控除の対象とはなりません。

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)に伴う所要の措置

所得税の住宅ローン控除を受けられたかたで、控除可能額が所得税額よりも大きいため、所得税から控除しきれなかった額がある場合、住民税からも控除を受けられる制度です。

<対象>

- ・平成 25 年から令和 7 年までに入居したかた

- ・前年分の所得税の住宅ローン控除の適用を受けたかたで、所得税から控除しきれない額があるかた

<控除額>

次の（１）、（２）のうちのいずれか少ない金額となります。（上限 97,500 円）

（１）所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額。

（２）所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 5 を乗じて得た額。

※居住年が平成 26 年から令和 3 年までであって、特定取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算します。

※居住年が令和 4 年で特別特例取得に該当する場合は、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算します。

●配当控除

配当所得の金額×配当控除の控除率＝配当控除額

区 分	控 除 率	
	市 民 税	県 民 税
課税所得金額等の合計額の 1,000 万円以下の部分に含まれる 配当所得の金額	1.6%	1.2%
課税所得金額等の合計額の 1,000 万円を超える部分に含まれる 配当所得の金額	0.8%	0.6%

※私募証券投資信託等は控除率が上記の表と異なります。

●外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合に、所得税で控除しきれない部分があるときには、県民税、市民税の順序で所得割額から控除します。控除額は、県民税については所得税の外国税額控除の 12%、市民税については 18%の額を限度とします。

●寄附金税額控除

前年 1 年間（1 月～12 月）の間に控除対象にあたる寄附をしたかたは翌年度の住民税所得割額から税額が控除されます。

1. 控除対象となる寄附金とは

所得税で対象となる寄附金のうち、

①佐倉市をはじめ、都道府県・市区町村に寄附したもの（ふるさと納税）

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定

ふるさと納税の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定します。対象となる地方団体は、[総務省ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係る指定制度について』](#)を参照してください。

②千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に寄附したもの（東日本大震災の寄附でないもの）

③「千葉県の条例」で指定した法人等への寄附金

（ア）県内に主たる事務所（事業所）を有する独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人等

（イ）県内に学校を設置する国立大学法人、学校法人

（ウ）県内で社会福祉事業を実施する社会福祉法人

④「佐倉市の条例」で指定した特定非営利活動法人への寄附金

2. ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告や市・県民税申告をしない給与所得者等については、ふるさと納税先団体が年間で 5 団体以内に限り、寄附する際に申請することで、確定申告又は市・県民税申告をすることなく寄付金控除が受けられます。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるかたは、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に個人住民税(市・県民税)が減額されます。

3. 税額控除額の求め方

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = \text{控除額}$ …基本控除

地方公共団体等に寄附した場合（ふるさと納税）、さらに控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021) = \text{控除額}$ …特例控除

※控除対象となる寄附金限度額は総所得金額等の 30%、控除限度額は住民税の所得割額（調整控除後）の 20%となります。

分離課税

●譲渡所得

個人が土地や建物を売ったときには、給与所得等の所得とは別に税額計算をおこないます。また、売った土地や建物をいつから所有していたかで、課税のしくみが異なります。

①長期譲渡所得

長期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡して得た所得をいいます。

課税長期譲渡所得金額（長期譲渡の収入金額－必要経費－特別控除額）×税率

（ア）特別控除額

譲 渡 の 理 由	特別控除額
収用対象事業のために土地・建物等を譲渡した場合	5,000 万円
居住用財産（自分の住んでいる家屋や敷地等）を譲渡した場合	3,000 万円
国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構が行う特定土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合	2,000 万円
地方公共団体の行う特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500 万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800 万円

（イ）税率

長期譲渡所得の区分		市民税	県民税	所得税
一般の課税長期譲渡所得		3 %	2 %	15%
優良住宅地等の課税長期譲渡所得金額	2,000 万円以下	2.4%	1.6%	10%
	2,000 万円超	3 %	2 %	15%
居住用財産の課税長期譲渡所得金額	6,000 万円以下	2.4%	1.6%	10%
	6,000 万円超	3 %	2 %	15%

②短期譲渡所得

短期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年以下の土地及び建物等を譲渡して得た所得をいいます。

課税短期譲渡所得金額（短期譲渡の収入金額－必要経費）×税率

（ア）税率

	市民税	県民税	所得税
短期譲渡所得（一般）	5.4%	3.6%	30%
短期譲渡所得（国等への譲渡）	3%	2%	15%

●退職所得

退職所得にかかる市・県民税（市 6% 県 4%）

$$(\text{退職所得等} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times 10\%$$

以下のものについては下の式で税額を計算します。

- ・勤続年数 5 年以下の役員等の退職手当
- ・勤続年数 5 年以下の役員等以外の退職手当等で退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分

$$(\text{退職所得等} - \text{退職所得控除額}) \times 10\%$$

【退職所得控除額】

勤続年数（1 年未満は切り上げ）	退職所得控除額
20 年以下のとき	40 万円×勤続年数（最低 80 万円）
20 年を超えるとき	800 万円+70 万円×（勤続年数－20 年）

納税の方法

個人市（県）民税の納税の方法には、普通徴収と特別徴収の２種類があります。

普通徴収・・・市役所から送付された納税通知書により金融機関等の窓口で個人が直接納付する方法です。納期は通常、６月、８月、１０月、翌年１月の４回です。

特別徴収・・・勤務先にて通常６月から翌年５月まで、毎月の給与から天引きされ、給与の支払者が個人に代わり納入する方法です。

また、公的年金を受給されている６５歳以上の一部のかたについては、公的年金にかかる個人市（県）民税が、年金から天引きされます。

●退職した場合

個人市（県）民税は、特別徴収の場合には通常その年の６月から翌年５月までの１２回で納付していただきますが、退職等により給与から天引きができなくなった場合、残りの税額については、次のような場合の他は、市役所から送付される納税通知書により金融機関等の窓口で直接納付していただきます。

（ア）その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収をすることを申し出た場合

（イ）残りの税額を、支給される退職手当等からまとめて特別徴収されることを申し出た場合

●給与所得以外に所得があるかたの納税方法の選択

給与所得の他にも所得があるかたについては、年間の税額（給与所得と他の所得を合計して計算した税額）のうち、給与所得分の税額を特別徴収で納付し、その差額を普通徴収で納付する方法と、年間の税額を全て特別徴収で納付する方法のいずれかを選択することができます。

この選択は、確定申告等の申告時にできますので、必ずどちらかを選択してください。

申告

１月１日現在で市内に住所があるかたは、毎年３月１５日（３月１５日が市の休日の場合は、市の休日の翌日）までに市役所へ所得等の申告をしなければなりません。ただし次に該当するかたは申告の必要がありません。

①所得税の確定申告をしたかた

②前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されているかた

③前年中に所得のなかったかたで、同一世帯のかたの扶養となっているかた

個人市（県）民税、森林環境税の計算例

夫婦と高校生の子供 2 人（妻の所得は 120,000 円）

令和 6 年中の収入 給与収入 6,600,000 円

令和 6 年中の支払 医療費 150,000 円 社会保険料 600,000 円
生命保険料（旧一般） 100,000 円 地震保険料 4,000 円

所得金額① 10 ページ参照	6,600,000 円×90%－1,100,000 円＝4,840,000 円	所得合計 4,840,000 円
所得控除額② 12～16 ページ参照	医療費控除 50,000 円 社会保険料控除 600,000 円 生命保険料控除 35,000 円 地震保険料控除 2,000 円 配偶者控除 330,000 円 扶養控除 660,000 円 基礎控除 430,000 円	所得控除合計 2,107,000 円
課税所得金額③ (一②)	4,840,000 円－2,107,000 円＝2,733,000 円※ ※1,000 円未満の端数がある場合は切り捨て	課税所得金額 2,733,000 円

算出税額④ (③×税率) 17 ページ参照	市民税 2,733,000 円×6%＝163,980 円 県民税 2,733,000 円×4%＝109,320 円
-----------------------------	--

調整控除額⑤ 17 ページ参照	人적控除の差の合計額 200,000 円 (配偶者控除 50,000 円、扶養控除 100,000 円、基礎控除 50,000 円) 課税所得金額 2,733,000 円＞2,000,000 円 の場合 {200,000 円－(2,733,000 円－2,000,000 円)}×5% →2,500 円未満 2,500 円未満の場合、2,500 円（市民税 1,500 円、県民税 1,000 円）を控除
--------------------	--

--	--

所得割額⑥ (④の算出税額 －⑤調整控除額 －⑥定額減税額)	市民税 163,980 円－1,500 円 ＝162,480 円 →162,400 円（100 円未満切捨て） 県民税 109,320 円－1,000 円 ＝108,320 円 →108,300 円（100 円未満切捨て）
---	--

均等割額⑧ 9 ページ参照	市民税 3,000 円 県民税 1,000 円
------------------	----------------------------

年間の税額 ⑦+⑧ +森林環境税	市民税	162,400 円 + 3,000 円 = 165,400 円
	県民税	108,300 円 + 1,000 円 = 109,300 円
	森林環境税※	1,000 円
	令和 7 年度分の税額	275,700 円

※均等割の納税義務があるかたには、森林環境税（国税、年間 1,000 円）を合わせて納税いただきます（令和 6 年度から）。

Q&A

〇年の途中で引っ越しした場合の課税は・・・

Q 私は令和 7 年 2 月に他市から佐倉市へ引っ越しました。令和 7 年度の市（県）民税はどちらの市に納めることになるのでしょうか。

A 個人の市（県）民税は、その年の 1 月 1 日現在に住んでいた市町村で課税されることになっています。あなたの場合、令和 7 年度分の市（県）民税は 1 月 1 日に住んでいた市に全額納めていただくことになります。

〇退職した翌年にも納税通知書がきましたが・・・

Q 私は令和 6 年の 11 月に会社を退職し、その後収入はありません。令和 7 年 1 月に送られてきた納税通知書により市（県）民税を納付しましたが、令和 7 年 6 月にも市（県）民税の納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A 個人の市（県）民税は、前年の所得に基づき課税されます。特別徴収（給料天引き）の場合には、通常 6 月から翌年の 5 月までの 12 回で給料から天引きされます。ところが、退職等により特別徴収ができなくなった場合は、残額を普通徴収（個人で直接納付する方法）に切り換えます。

したがって、令和 7 年 1 月に納めていただいた市（県）民税は、退職により給料から天引きできなかった令和 6 年度分の残額です。

また、令和 7 年 6 月に送られてきた納税通知書は、令和 6 年中の所得（令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの所得）に基づき課税された令和 7 年度分の市（県）民税です。

○妻がパートで働いた場合の市（県）民税は・・・

Q 私の妻は、パートに出っていますが、年間収入がいくらまでなら配偶者控除や配偶者特別控除の適用が受けられるのでしょうか。また、パート収入がどれくらいだと妻自身にも税金がかかるのでしょうか。

A 通常、パート収入は給与収入となります。夫が妻を扶養にとる場合、配偶者控除は、夫の合計所得が1,000万円以下で、妻のパート年収が103万円（給与所得48万円）以下の場合に適用され、配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円以下で、妻のパート年収が103万円超201万6千円未満（給与所得48万円超133万円）の場合に適用されます。また、配偶者特別控除は、妻の収入金額により控除額が異なります。

なお、妻自身には、市（県）民税はパート年収96万5千円以下、所得税はパート年収103万円以下の場合、課税されません。

（注）扶養親族数や生命保険料控除等の金額によって、かからない場合があります。

妻のパート収入	夫の配偶者 控除	夫の配偶者 特別控除	妻自身の税金		
			所得税	市（県）民税	
				均等割	所得割
96万5千円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない	かからない
96万5千円超 100万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かかる（注）	かからない
100万円超 103万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かかる（注）	かかる（注）
103万円超 201万6千円未満	受けられない	受けられる	かかる（注）	かかる（注）	かかる（注）

税制改正

税制改正による、令和 7 年度からの市民税・県民税の主な改正について

■定額減税の実施

令和 7 年度市民税・県民税において、令和 6 年の合計所得金額が 1,000 万円を超えて 1,805 万円以下であり、同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する納税義務者に対し、定額減税として 1 万円の減税が実施されます。

■住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の拡充

子育て世帯及び若年夫婦世帯を対象として、住宅借入金特別控除に係る借入限度額が拡充されました。

対象となるのは、新築または買取再販された住宅を令和 6 年中に居住の用に供した場合の、次のいずれかに該当するかたです。

- ・ 40 歳未満で配偶者を有するかた
- ・ 40 歳以上で、40 歳未満の配偶者を有するかた
- ・ 19 歳未満の扶養親族を有するかた

借入金限度額		
住宅の区分	改正後	改正前
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000 万円	4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円